

## 大分県の壬申地券

河野昭夫

壬申地券は明治四年（一八七二）十二月、まず東京府下市街地に発行され、翌五年二月売買・譲渡地へ、さらに七月には総ての土地へと拡大された。県下の地券発行の経過を主として「県治概略」によってみる。

大分県は五年九月典事沢原源太郎ら七名を地券官員に任命、大蔵省へ届け出た。初め政府はこの年の十一月までに地券発行を終える予定であったが、種々の巷説が流れ、農民の納得を得ることは容易でなかった。農民の間には、「地券は税金増加の品」として、地価を高く書き出せば税金が高くなる、安くすれば官より買い上げられるとか、「隠田は益隠すを是とし、広きは反て狭きに紛らし」等の噂が流布されていた。

このため県は十月二日「地券のさとし」を布告、農民の説得につとめた。当時、田畑は水帳等と「名実の齟齬」を生じているものが多かった。また、庄屋等の奥印だけで、役所印の無い「粗漏の証文」を所持し、「庄屋の手を経ず私に売買等」していたことから、「二重売り」等の争いを起こし、土地を奪われるものも少なくなかった。

「地券のさとし」は土地を「宝」にたとえ、「名実の齟齬と取り扱いの齟末より、いわゆる疵付の宝」となつては、「不安心の事」であるが、地券を請けると、「名実の齟齬も地券面に判然とし、庄屋の印も県庁の印に改まり、争論の本源を塞ぎ、売買の錯雑を醸さず、疵付の宝は一朝変じて真の宝」になると、地券の意義を説いている。

また、地券の発行は「不安心の義を安心の場合に至らしめ、且全国実地の概数」を把握するのが目的で、「別段の事には更

に無い」と噂を否定し、一日も早く地券を受けるよう促した。小倉県も十月三十日、参事伊東武重の名で「即今書き出し候地価を以て直に税額取極め候様相心得向も有之哉に候得共、決て左様之義に非ず」、地券は「全く銘々之所有を取極」めるだけのものと論達している。<sup>(2)</sup>この種の論達は各府県で布告されたが、大分・小倉両県のそれは、比較的早い時期のものであった。大分県は十一月八日地券取り調べを促すため各大区へ計一三名の官員を派出、農民の説諭に当たらせた。農民は各大区ごとに二名ずつおかれた地券下調係・区長・戸長・保長の指導に従って、土地の反別・地価を書き出し、村ごとに地券下調帳を作成、県へ地券を申請した。

土地反別は「検地竿入などのむづかしき手数には不及、其持主平常心に何反何畝と覚え候まま増減なく」書き出せばよいとされた。けれども、下調係はこの反別を検地帳（水帳）・名寄帳・小拾帳等の土地帳簿と照合し、合致するか広い場合は書き出しの通りに認め、狭い場合は竿入検査をして減歩を認めた。実際は書き出し反別が土地帳簿と食い違ふことが多く、調査に手間どった。

とくに、隠田・落地等の調査は厳しく、「隠田畠等是迄所持之者も有之、此度限り御咎め無之由、有体」<sup>(3)</sup>に申立てよと論達している。反別調査が終了すると、土地の所有者・戸長・副戸長・保長は連名で、隠田、落地等の無いことを誓約しなければならなかった。

六年七月、大分郡利光村（大分市）の戸長帆足一作らが、森下景端大分県権令に提出した誓文は、<sup>4</sup>「村内尺度寸地共悉皆取り調べ書出候処、相違無御座候、万一聊かに而茂調落又者隠地等有之候はば、伊勢神宮を奉始、愬而日本国中大小之神祇神爵可蒙者也」という大仰なものである。

地価は「売買致候適當之真価」、即ち「地所を買わんことを求むれば、何十円なれば売渡す段、あらかじめ持主の心に極る直段」を書き出すことになっていた。けれども実際は作徳米に應じて書き出させたようである。六年二月地券専務が第八大区の地券取調掛に宛てた文書には「徳米に應じ地価書き出し候儀……」とある。<sup>5)</sup>

農民の書き出した地価は一般的に低めで、「大に不同有之」であつた。県はこれについて、「正副戸長共説諭之届と不屈と、又銘々之見込み違いより代価之實際」が失われているとし、地券下調係へ「地価目標」<sup>(6)</sup>を立て、村々を巡回して正副戸長へ指導を加えるよう指示している。

「目標」となる地価の算出法は次のとおりである。

地価目標

譬へバ

一 麦田壹反歩

此産出米式石壹斗

五合摺之処

産出大麥壹石五斗

米ニ直シ

此米七斗五升

ノ二口合米式石八斗五升

内

七斗

地租上納分引

五斗七升

種子糞料其他入用品引置二割也

残米壹石五斗八升

作 徳

但此代価壹石ニ付金式兩より式兩三歩迄 当時其村処之米相場ヲ目的トナシ金ニ直シ 拾倍以上ヲ以地券之目的ト

ナスベキハ左之如シ

一 金三拾九兩永五百文

米壹石ニ付式兩式歩替之処

但作徳十倍之代価ナリ

右而己記ト雖 処々ニヨリ二十倍内外ノ代価モアルベシ 勘算スベシ

譬へば

一 水田壹反歩

此産出米壹石五斗

五合摺之処

内

五斗

地租上納分引

三斗

種子糞料其他入用品引置二割也

残米七斗

作徳

但書右同断

一 金拾七両永五百文

但作徳十倍ノ代価ナリ

この計算法は、売買価格を地価とする考え方とは異なり、地租改正時の土地収益価格を地価とする考え方と基本的には同じである。

地券下調帳ができると、検地帳等を添えて県へ提出、地券を受けたが、「書面不体裁、且地価等極々下直<sup>(7)</sup>」なものが多く、「認替」され、差し戻された。

村方の調査段階で生じた疑義は、大区の区長より県へ伺い書を提出、指令を受けて調査を進めた。これらの疑義は「地券掛日報」によって各大区へも指示されている。

地券の発行には多額の入費を要したが、その費用は地券受領者から券面価格について次ページの表のような割合で地券証印税を徴収して当てる予定であった。ただし、この経費は公式の調査に要した分だけで、大区や村方で雇い入れた人夫・筆工等の賃金は民費でまかなうよう指令されている。

地 券 証 印 税 表

券 面 価 格	証 印 税 額
10円以下	すべて5銭
10 ~ 100円	5銭~49銭5厘(1円ごとに5厘増)
100 ~ 200円	50銭
200 ~ 500円	1円
500 ~ 1,000円	1円25銭
1,000~2,000円	1円50銭
2,000~5,000円	2円50銭
5,000円以上	3円75銭

「高橋家文書」により作成

調査費用を証印税でまかなう予定も、六年七月に「地租改正令」が公布されると変更され、証印税は地租改正費用に当てられることになった。県は費用を各大区へ下げ渡すための調査を進めていたが、証印税一〇円につき一円二〇銭ずつ、計一万円だけを配分したのにとどまった。このため多額の経費が小区ごと反別に応じて徴収され、農民の負担は重かった。

地券調査は容易に進まなかった。第八大区の場合、六年四月になって地券下調帳の提出が一村も無く、地券専務は再三提出を促している。また、調査の遺漏等によって再調査を命ぜられた村も多い。大分県は十月十日、小倉県は十一月二十九日を期限に調査を急がせた。第七大区の見良津村(九重町)等では、七月十五日証印税と引き換えに地券が下付されている。その件数は次のとおりである。

一 券証三百四十二枚 見良津村

此印税金拾五円五十四銭五厘

一 券証五百三拾貳枚 上 且村

此印税金貳拾七円四銭九厘

一 券証五百五十壹枚 下 且村

此印税金三十三円六拾銭壹厘

六年十月第二・六大区で調査が終了、下調掛は賞詞と賞金を受けた。十月末には日地券雇入の者約八〇〇名が雇いを解かれています、この時点で大分県の地券下付をほぼ終えたものとみられる。十一月十二日地券下付を完了した旨、大蔵省へ届け出た。下付された地券は一五二万枚余りにものぼっている。

地券証員数

地券証一五二万二六九八枚

豊後国

内

二八万四九八〇枚	国東郡
一三万一六五二枚	速見郡
二二万四三八三枚	大分郡
二七万七六〇九枚	海部郡
三二万八八九七枚	大野郡
一四万三七三二枚	直入郡
五万三六三八枚	玖珠郡
九万七八二五枚	日田郡

注(1) 「県治概略」第二

(2) 『福岡県史料』

(3) 同前書

(4) 高橋家文書

- (5) 長野家文書
- (6) 同前書
- (7) 麻生家文書
- (8) 長野家文書
- (9) 麻生家文書

大分県地方史料叢書(七)

「縣治概略」(I)  
「縣治概略」(II)

大分県成立以來の布告・達を集成した  
県草創期を知る基本史料

(会員各二五〇〇円、会員外各三〇〇〇円)

発行者 大分県地方史研究会

大分県地方史料叢書(七)

縣治概略 III

大分県成立期の布告・達を集成した  
地方史研究者必備の書。  
本巻は明治八年分を収録する。

(会員一五〇〇円、会員外二〇〇〇円)

発行者 大分県地方史研究会

大分県立杵築高等学校